



池上・神田法律事務所
IKEGAMI KANDA LAW OFFICE

Lawyer's Letter

Vol.1

2018.6.22

録音で慰謝料ロックオン？！

今年、世間の耳目を集めたニュースの一つに、財務事務次官の記者に対するセクハラ発言がありました。2人だけの会話を無断で録音して公にする、という行為が取材マナーにかなつたものなのか、という問題はさておくとして、ビジネスシーンにおいて重要なのは「いつ、どんな会話でも、こっそり録音されている危険がある」という意識を持つことです。

録音機器が発達した昨今、ICレコーダーやスマートフォンをポケットに忍ばせておけば、だれでも簡単に会話を録音できてしまいます。

職場での会話や顧客、取引先とのやり取りの中の、不注意な発言がセクハラ、パワハラの“動かぬ証拠”として突きつけられる…というような出来事は、もはや他人事ではありません。一昔前まではセクハラ、パワハラ発言の類は、仮に慰謝料請求の裁判になつても、「言った、言わない」の立証が容易ではありませんでしたが、現在ではかなりの高確率で録音が証拠として出てきます。

多くの場合、録音されている会話は断片的なもので、録音があるから直ちに慰謝料請求が認容されるわけではありません。裁判では、いつどうやって録音されたのか、どういう状況での発言なのか、その発言はどういう意味なのか等を慎重に検討します。とはいえ、“不安材料”は少ないに越したことはないでしょう。常に「録音されているかもしれない」という意識を持って身を処すほかありません。

逆に、自分が被害者側になったとき、録音は自分の身を守る大事なツールになります。クレーム対応や社内トラブル、対外的な契約トラブルなどの際に、録音したり会話のメモを残したりすることは、極めて重要な証拠保全となります。

(弁護士 神田敬郎)



創刊のご挨拶

おかげさまをもちまして、当事務所の船出から半年を大過なく過ぎることができました。お世話になりました皆様に厚く御礼申し上げます。新聞記者出身の神田弁護士を迎えて、些かにとも皆様のお役に立てればと思い、本レターを創刊した次第です。引き続き、皆様のお役に立てるよう所員一同精進致します。

(弁護士 池上壯一郎)

発行/ 池上・神田法律事務所

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-6-1 九段シルバーパレス902

都営新宿線「市ヶ谷」駅 徒歩2分

☎ 03-6272-4008

編集後記

サッカーW杯が開幕し、連日連夜、熱戦が繰り広げられています。学生の頃は全試合観るぐらいの勢いで徹夜をしていましたが、今では体力的にとても無理…。節度を守りつつ4年に1度の“祭り”に参加したいと思っています。

(弁護士 神田敬郎)

本ニュースレターは顧問先企業様のほか、お世話になった皆様にお届けしています。ご意見、ご感想又はコラムで話題にしてほしい題材などありましたらお気軽にご連絡ください。